

市税などの納付に関してのお願い

皆さんに納めていただいている市税などは、住みよい街づくりを推進するための貴重な財源となっています。納め忘れがないか、もう一度ご確認をお願いします。

納期内納付をお願いします

令和7年度の市税などの納期限は、下表のとおりです。

令和7年度 市税などの納期限一覧

納期限	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	介護保険料
4月30日(水)		第1期				
6月2日(月)			全期			
6月30日(月)	第1期					
7月31日(木)		第2期		第1期	第1期	第1期
9月1日(月)	第2期			第2期	第2期	第2期
9月30日(火)		第3期		第3期	第3期	第3期
10月31日(金)	第3期			第4期	第4期	第4期
12月1日(月)				第5期	第5期	第5期
12月25日(木)		第4期		第6期	第6期	第6期
令和8年 2月2日(月)	第4期			第7期	第7期	第7期
3月2日(月)				第8期	第8期	第8期

納期限までに納付がない場合

法律の定めにより督促状を発送するとともに、自動音声電話およびSMS（ショートメッセージサービス）による催告を行っています。

また、納期限までに納付された方との公平性をはかるため、納期限の翌日から納付される日までの日数や金額に応じて延滞金を徴収します。

納期限までに納付できない特別な事情が生じた場合には、収支のわかる書類、その他必要と思われる書類をお持ちのうえ、納税相談をしてください。

口座振替なら納め忘れがなくて安心です

指定された口座から自動的に引き落としされるため、納付に出向く手間もなく、納め忘れもないので安心です。

申込方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

ページによるオンラインやATMでの納付

ページ対応の金融機関でインターネットバンキングやATMを利用して納付することができます。

金融機関やコンビニでの納付

各種納付方法や納付場所について、詳しくは市ホームページをご覧ください。



八街市HP

納税の猶予制度

災害や病気などの影響により、すぐに納税することが困難な場合は、納税の猶予制度を利用できる場合があります。

滞納した場合の対応

市税などを滞納すると、無財産の場合や生活の窮迫が著しい場合を除き、法律の定めにより、次のような処分を行います。

- ・勤務先や取引先への給与・売掛金の照会、差し押さえ
- ・預貯金などの調査、差し押さえ
- ・動産・不動産の調査、差し押さえ
- ・捜索・公売など
- ・国民健康保険税滞納者への対応

災害などの特別な事情がなく、国民健康保険税を1年以上滞納した場合は、医療費を一時的に全額（10割）自己負担する「特別療養費支給対象者」となります。後日、医療費の保険負担分は返還の申請ができますが、滞納保険税に充てられる場合があります。

市税の納付・相談のお問い合わせ先

納税課 ☎ 443-1115

保険証・後期高齢者医療保険料のお問い合わせ先

国保年金課 ☎ 443-1139

介護保険料のお問い合わせ先

高齢者福祉課 ☎ 443-1491

市民の皆さんに優れた芸術作品を身近にご鑑賞いただくため、芸術作品展示コーナー「やちまたアートピット」を中央公民館のロビーに設置しています。

今回は、八街市の文化芸術振興を考える会の推薦により、版画家の戸村次男氏の『二』クラシサバカリガツノル』（版画）ほか2作品を展示しています。

展示期間は3カ月で、月曜日は休館となります。

「やちまたアートピット」作品展示

マイナンバーカードは10年（未成年者は5年）、カードに格納されている電子証明書は5年の有効期限があります。

有効期限を迎える方に対し、有効期限の2〜3カ月前に有効期限通知書が送付されますので、更新の手続きをしてください。

マイナンバーカード・電子証明書の更新にかかる手数料は、原則、無料です。



マイナンバーカード臨時交付窓口を設置しました

臨時交付窓口

時月曜〜金曜日（祝日を除く）

午前8時30分〜午後4時30分

総合保健福祉センター4階

エレベーターホール前

業務内容

- ・マイナンバーカードの新規受付、再交付
- ・マイナンバーカードの電子証明書の更新
- ・マイナンバーカードの暗証番号の再設定（ロック解除）

市民課窓口

- ・業務内容
- ・住所の異動、戸籍の届出によるカードの券面更新
- ・毎週火曜日夜間開庁時のマイナンバーカード業務

（受付時間 午後4時30分〜7時30分）

市民課

☎ 443-1120

社会教育課

☎ 443-1464



「広報やちまた」で市民サークルの催し・講座、会員登録を紹介しませんか

広報やちまたの「みんなの広場」では、市民サークルが主催する各種催しや講座、会員登録などの情報を掲載しています。

掲載を希望する場合は、掲載希望の1カ月前までに「掲載申込書」に必要事項を記入のうえ、秘書広報課窓口または、郵送・FAX・Eメールで申し込みしてください。

掲載申込書は、秘書広報課窓口で配付しているほか、市ホームページからダウンロードできます。



八街市ホームページ

営利目的や政治活動・宗教活動、市内の公共施設を会場としないものなどは、原則掲載できません。

「催し・講座」は前回の掲載から3カ月間、「会員登録」は前回の掲載から4カ月間の掲載期間をあげていただきます。

問い合わせ・送付先

〒289-1192

八街市八街ほ35番地29

秘書広報課

☎ 443-1112

FAX 443-1408

Eメール koho@city.yachimata.lg.jp

